

# はじめに

日本国内で勤務する国家公務員には俸給のほかに各種の手当(国内諸手当)が支給されますが、在外公館に勤務する国家公務員(在外職員)は、海外赴任に伴い国内諸手当の多くが支給されなくなり(注)、別途在勤手当が支給されます。

在勤手当は、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」(名称位置給与法)に基づき、在外職員が海外で勤務するために必要な経費に充当することを目的として支給されるものです。

在勤手当の支給額は、各年度の予算の範囲内で、在外公館所在地の物価や為替相場、主要国の外交官や民間企業の給与水準等も総合的に勘案した上で、名称位置給与法の規定に基づき定められた政令によって適正な金額を定めています。

(注)在外職員には国内諸手当のうち、地域手当、本府省業務調整手当、通勤手当、俸給の特別調整額(管理職手当)、超過勤務手当、単身赴任手当等が支給されません。

## 在勤手当の必要性

### 1. 生活立上げ費用・生計費の補填

在外職員に対しては、海外赴任時の生活立上げ費用や、物価水準が異なる外国でも日本で営んでいたものと同程度の生活水準を維持するために必要な生計費を補填する必要があります。このような措置は、民間企業でも幅広く行われています。

### 2. 海外勤務特有の困難さ

日本と異なる環境の下で生活を営む在外職員は、健康面、精神面及び物質面の様々な困難さを抱えており、この点への配慮も必要です(全在外公館の約2/3が開発途上国に所在)。多くの民間企業では、途上国勤務の社員に対し「ハードシッピング手当」が支給されています。

## 主な在勤手当

### 1. 在勤基本手当

在外職員が赴任先で必要となる基本的な経費に充当するため支給されます。勤務・生活基盤の整備や物品の購入等の経費に充てられます。

### 2. 住居手当

在外職員が赴任先で住宅を借りるための経費に充当するため支給されます。ただし、職員は家賃の一部を自己負担することが定められています。

3. 在勤手当には、このほか、配偶者手当、館長代理手当、特殊語学手当、研修員手当、子女教育手当があります。詳しくは「関係法令条文（抜粋）(PDF)」のとおりです。

## 令和5年度の在勤基本手当

1. 在勤基本手当の基準額は名称位置給与法で規定されており、同法は必要に応じて改正案が国会に提出され、審議を受けています。最近では、令和5年3月16日に衆議院本会議において、また、同月30日に参議院本会議において改正法案がそれぞれ可決され、同月31日に公布、4月1日に施行されました。

2. 在勤基本手当の支給額は名称位置給与法の規定に基づき定められた政令で定められており、透明性が確保されています。令和6年1月1日時点での在勤基本手当の支給額は「在勤基本手当支給額（令和6年1月1日現在）(PDF)」のとおりです。